

仕 様 書

I 学校情報共有システム構築業務

1. 業務名

学校情報共有システム構築業務

2. 履行期限

契約の締結日から平成26年3月31日まで

※システムの本稼働は、平成26年3月1日を予定している。

※スケジュールの詳細は、別途協議のうえ、決定する。

3. 学校情報共有システムの稼働開始時期

平成26年3月1日付の稼働開始を想定している。

4. 履行場所

箕面市西小路四丁目6番1号 箕面市役所

箕面市船場西三丁目8番22号 箕面市教育センター

箕面市立小学校（12校）、箕面市立中学校（6校）及び箕面市立小中一貫校（2校）

※ユーザーアカウントは、組織（課・学校等）・個人をあわせ、1000アカウント以上とする。

5. 導入システムについて

(1) パッケージの標準機能を使用することを前提とし、本市が必要とする機能を達成するためのカスタマイズ等に係る経費を極力抑えること。

〔本市が予定する標準機能〕

ホーム画面、メール機能、掲示板・回覧板機能、学校行事予定機能、個人スケジュール機能、施設予約機能、アンケート機能、学校日誌作成機能

※各機能の詳細は、機能要件表による。

(2) 本市が学校に配置した教職員パソコン、教職員個人が所有するパソコン・情報端末（携帯電話・スマートフォン・タブレット等）のウェブブラウザ機能により使用できること。

(3) 一般的なパソコン、情報端末等のOS、ブラウザ等のバージョンアップに対応し、長期的に使用できるシステムであること

(4) 教職員が使いやすいエンドユーザーを意識したシステムであること

(5) 本システムを運用するサーバ等機器の障害時において、迅速な修復及び代替機による対応ができること。

- (6) システムの質を維持し、又は向上させるため、必要に応じて機能におけるバージョンアップ等（カスタマイズ部分を含む。）を無償で行うこと。
- (7) データセンターは、自然災害及びトラブル等により、サービスが停止することのないよう、十分な措置が講じられていること。
- (8) 情報漏えい対策やウイルス対策に向けて、セキュリティに十分配慮されたシステムであること。
- (9) 基本的に予め定められた停止時間を除き、24 時間稼働できること。
- (10) システムは、本稼働から平成31年3月31日までの保守サポートが保障されており、教職員端末の更新時に導入システムに係る経費を発生させないこと。

6. 業務内容

- (1) 提案書様式20「機能要件対応表」に記載する項目のうち、対応可能と回答したシステムを導入し、稼働させるために必要なすべての作業を実施するものとする。
- (2) システム本稼働に当たりユーザー情報の登録を行うこと。ユーザー情報の登録に当たっては、本市担当者と協議の上、対象・範囲、手段、方法等について、データの正確性、職員の負担軽減、費用抑制に配慮して実施すること。
- (3) システムの導入スケジュールを提出し、円滑な本稼働に向け、適切な進捗管理を行うこと。
- (4) 事業者が保有する豊富な知識と経験を生かして、システムが安定かつ安全に運用するために必要な提案を行うこと。
- (5) 操作マニュアルを作成し、システム稼働とともにスムーズなオペレーションが可能となるよう、原則として本稼働までに市内全小中学校へ出向いたうえでの操作研修を行うこと。

7. 納品物

- (1) 設計書（カスタマイズ部分を含む。）
- (2) 機能要件定義書（機能要件を取りまとめた資料）
- (3) 総合テスト結果
- (4) マニュアル
 - ※ 教職員用・システム管理者用の2 種類
 - ※ 各種類とも紙媒体と電子媒体（CD-R 又はDVD-R 1 枚）
 - ※ 紙媒体の部数は市と調整の上決定する。
- (5) マスターデータの登録内容

Ⅱ クラウド型サービス提供業務（学校情報共有システム）

1. 業務名

クラウド型サービス提供業務（学校情報共有システム）

2. 履行期間

学校情報共有システムの本稼働日から平成31年3月31日まで

3. 履行場所

箕面市役所、箕面市教育センター、箕面市立小学校（12校）、箕面市立中学校（6校）及び箕面市立小中一貫校（2校）

4. 業務内容

本システムは、本稼働から平成31年3月31日までの運用を想定している。運用期間において、システムの品質を維持し、利用者にとって安定的なサービスを提供することを目的としている。

- (1) 提案書様式20「機能要件対応表」に記載する項目のうち、対応可能と回答したクラウド型サービスを提供するために必要なすべての作業を実施するものとする。
- (2) システムの良好な運用を確保するため、定期保守を実施すること。
- (3) 毎年度4月1日の人事異動情報（毎年3月25日頃に提供）をもとに、4月1日にユーザー更新すること。
- (4) 毎年度分の校務日誌データ（全校分）を電子媒体で保存し、提出すること。
- (5) システムに障害が発生した場合のバックアップ体制を確立し、迅速に問題の解決に努めること。なお、システムに起因する事象により発注者に影響を及ぼすような重要障害が発生したときは、発注者が契約を解除することができるので留意すること。
- (6) システムの運用支援として、問い合わせ窓口を設置し、職員からの問い合わせに対応すること。また、必要に応じてSEの派遣対応等を行うこと。
- (7) 本システム（カスタマイズ部分含む）が、他社の同種のシステム・サービスと比較して、機能面や保守経費面で著しく劣ることのないようシステムの改善及び保守の効率化を原則として受注者負担で行うこと。
- (8) 契約期間中の法改正や運用変更等に伴うシステムの改修については、可能な限り本業務の範囲内での改修と位置付け、別途経費を発生させないこと。なお、保守の範囲内で対応する法改正対応や新機能のリリースの際は、内容の出張説明を行うこと。また、必要に応じてSEを派遣すること。
- (9) 市や利用者に直接影響を与えるような重要障害が発生した場合の対応及びその他の保守条件は、提案書様式22「特定事項提案書」によるSLAに準拠するものとする。

5. その他

本システムを更新する際、他社のシステムを導入する場合に必要となる本システムからのデータの抽出に係る費用は、本入札において別途提出させる見積書記載の金額を上限とし、当該抽出業務に係る契約締結時に協議するものとする。

なお、更新する際引き続き同一社のシステムを導入する場合には、当該経費は支払わないものとする。